

下連雀五丁目第二地区開発事業に伴う

対応に関する説明会（第六小）

議 事 録 ※質疑応答につきましては、発言の要旨を記録したものです。

日 時 平成 30 年 4 月 23 日（月）午後 6 時 30 分～午後 7 時 10 分

会 場 第六小学校ふじみ校舎 2 階プレイルーム

参加者 保護者及び近隣住民等 9 名

1 開 会

2 教育部長あいさつ

三鷹市内では全体的に児童・生徒数の増加傾向が続いております。特に、三鷹の森学園の高山小学校区域におきましては、近隣のマンション建設等が相次ぎ、児童・生徒数が急増したため、校庭に時限付き新校舎を建設し、昨年度（平成 29 年度）から対応を図ってきたところでございます。

一方、隣接する東三鷹学園の第一小学校・第六中学校におきましては、近年児童・生徒数の減少が続いております。特に第一小学校におきましては、平成 20 年度をピークに現在まで 200 人近くの児童数が減少し、今後もさらに減少が続くと推計しております。そうした中、新聞報道等でもご案内かとは思いますが、下連雀五丁目の日本無線株式会社三鷹製作所跡地に大規模な共同住宅建設が計画され、すでにまちづくり条例に基づきまして、開発事業計画概要の説明が行われ、そのような情報を踏まえて市教育委員会でも対応を検討してきたところでございます。

検討の結果でございますが、児童・生徒数の増加が見込まれる下連雀五丁目の当該地区については、全市的な視点に立って適正な学習の環境の確保を図るため、現在の三鷹の森学園高山小学校・第三中学校の通学区域から、児童・生徒数が減少している東三鷹学園第一小学校・第六中学校へと通学区域の変更を行うことについて、教育委員会として、1 月 5 日に「下連雀五丁目第二地区開発事業への対応方針」として定めまして、平成 32 年 4 月から行うこととしております。あわせて、当該地区の西側に隣接している地区につきましては、現在の高山小学校・第三中学校の通学区域から第六小学校・第一中学校へ変更を行うことを 2 月 8 日の市議会文教委員会でも、報告させていただいたところでございます。その後施政方針に掲げまして、市議会第一回定例会の本会議でお示ししたところでございます。

変更にあたりましては、保護者や地域の皆さまに丁寧な説明を行いまして、ご理解をいただいて、適正な学習環境の確保とともに、通学路の安全対策等についても、しっかりと検討を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

3 出席者紹介

4 概要説明（学務課長）

概要、それから内容に関しまして、第四小・第六小・第一中学校の学区に関することを中心に説明をさせていただきます。

こちらの開発事業の概要でございますが、下連雀五丁目の日本無線株式会社三鷹製作所跡地のうち、A地区部分に、678戸の共同住宅（マンション）と商業施設等の建設の計画で、工事期間が平成33年（2021年）の2月までと予定されているところです。

この下連雀五丁目第二地区のA地区及びB・C地区、それからこの西側隣接地域の、現在の通学区域は、高山小学校と第三中学校となっております。

教育委員会では、市内で開発等が計画された場合、児童数の推計を行っております。推計は、市内の人口動態の傾向、それから近年、市内で共同住宅が建設された際の児童が入居する割合、転居率、それから入学率などを用いて算出しております。

この開発事業に伴う推計、児童数への影響でございますが、事業者より平成32年（2020年）3月より、先行引渡しを開始する予定と聞いております。そういったことから、影響が生じると想定される初年度、平成32年度には、60人から75人程度の増加、ピーク時と思われる平成39年（2027年）から40年度（2028年度）には、最大で、320人から350人程度増加するのではないかと見込んだところです。

この児童数増加への対応でございますが、通学区域である高山小学校は、児童数が今後も増加が見込まれ、これ以上の受け入れは困難である、また第四小、第六小学校で受け入れた場合についても、既存の校舎での受け入れが可能な学級数を超過してしまうことから受け入れが困難であるというように見込んだところです。

一方で、第一小学校及び第六中学校の場合につきましては、児童・生徒数が年々減少している状況があり、教室の確保が可能であることから、受け入れが可能と判断したところです。

この下連雀五丁目第二地区については、A地区以外のB・C地区、こちらは住宅建設の制限を加えておまして、児童数に影響を与えない地域になります。ただ、通学区域の連続性から、この第二地区（A・B・C地区）については、高山小学校・第三中学校から第一小学校・第六中学校への通学区域の変更により対応することとします。

「この通学区域の変更について、いつからか」という問い合わせをいくつか受けております。変更の時期については、この新しい共同住宅に入居が始まる平成32年4月から、入学・通学する児童・生徒からの適用ということで考えております。

この通学区域の変更に伴う課題の中の西側隣接地域ですが、この地域は、昨年度で45人、今年度で50人のお子さんが就学している地域になります。高山小学校に通学をされている児童と、指定校変更で、第四小学校と第六小学校へ通学している児童がいる地域でもあります。この地域の通学区域を、A・B・C地区と同様に、第一小学校とした場合、又は第四小学校とした場合については、最大学級数に影響がでることから、この西側隣接地域については、受け入れが可能であり、通学距離が近距離となる、第六小学

校への変更により対応することといたします。

なお、既に、第四小・高山小・第三中学校に就学している児童・生徒やお兄さんやお姉さんが就学している場合は、それぞれの学校への就学を可能としてまいります。

最後に、この通学区域の変更については、平成 32 年（2020 年）4 月に入学・通学する児童・生徒から適用を予定しておりますが、通学区域の変更は、児童・生徒をはじめ、保護者や地域の皆さまにも大きな影響を与えることとなります。

関係する学校の保護者や、関係する地域の皆さまへの説明会等を実施し、これまで周知を図ってきております。3 月には、第一小学校及び高山小学校において説明会を開催しました。今後も、必要に応じて関係者等への周知等を図っていく予定でございます。

5 質疑応答

①質問者	下連雀五丁目 8 番地に住んでおり、就学前の子どもが 2 人おります。適用は平成 32 年 4 月からということで間違いはないでしょうか。
学務課長	通学区域変更の適用は、入居が始まる 32 年 4 月からと考えております。
①質問者	7 から 9 番地をすべて六小にしたという経緯が、突然で驚きがあったのですが、四小も家からですと距離的には数十メートルですが近い状況で、同じマンション内で四小に行っている人も、去年、今年入った一年生は、ほとんどが四小を希望して行っているという状況なのですが、決める際の経緯についてご説明いただけるのかお願いいたします。
学務課長	この西側隣接地域は、高山小だけでなく、四小、六小の通学区域とも接している地域で、現在でも指定校変更により四小、六小にも就学している状況です。 推計は、このマンションの開発だけではなく、市内全体でさまざまな形で実施しております。このマンションの建設が計画されて、具体的に何年ごろからとわかった段階で、当然西側隣接地域についても、そのまま受け入れられるのかということと、飛び地になってしまうので、学区変更が余儀なくされるという部分と、それではどこで受け入れるのかという部分、そういったところの推計を行いながら、受け入れが可能な学級数の範囲も含め推計を行った結果、この西側隣接地域については、受け入れが可能である第六小学校へ変更することで、対応したいと考えたところです。
①質問者	高山小学校の増設している校舎を見て、校庭が狭いと感じて、でも仕方がないというのもあるが、今は高山小の学区なのですが、違うところに越境なのかということのを思い浮かべていた状況なのですが、六小に関して推計をとっているとのことですが、今後六小地域の学区が広いので、人数が増加するということがもし起こったら、例えば 6 年の間に新校舎が建つ可能性があるのか、ということがとても心配なのですが。
学務課長	この連雀学園の地域については、児童・生徒数が減少しているというよ

	<p>りも、やや増加傾向が続いているというところがあります。どこの地域でも、開発等が計画をされた場合については、都市整備部と連携をしながら、計画の情報をもとに規模や入居予定時期などから推計を行っています。また、最新のデータをもとに更新をしております。そのような推計において、現校舎のままで受け入れが可能と判断したところです。</p>
②質問者	<p>西側隣接地域に住んでいて、上の子が、高山小学校に通っています。</p> <p>今、小学校2年生ですが、卒業は2020年以降になりますので、通常であれば高山小学校を卒業して、三中ではなくて一中に就学する流れになるのが自然なのかどうかというのが1点です。</p> <p>2点目が上の子と下の子が6学年離れていて、今回の資料でいう就学中の兄妹がいれば就学できますよ、という記載はあるのですが、私の家のケースでいうとちょうど入れ替わり、中学校と小学校の入学が同時期になるのですが、その場合にはどういった解釈をすればよいのか、という点をお聞かせいただけますでしょうか。</p>
学務課長	<p>高山小学校を卒業した場合の中学校は、指定校変更の現在の基準では、「卒業小学校の学園の中学校へ就学を希望する場合」という要件があります。西側隣接地域にお住まいで、高山小学校を卒業した場合、お住まいの地域の通学区域は第一中学校になりますが、卒業した学園の中学校への就学を希望する場合、第三中学校への入学が可能となります。</p> <p>小学校と中学校に入学するタイミングが同じ場合、現行の基準では、同じ学園の学校への就学が可能にはなっていません。ただ、上のお子さんと下のお子さんの学園が分かれる形になってしまいますので、基準を変更する項目として検討いたします。</p>
②質問者	<p>わかりました。下連雀の西側で四小や六小や高山小と、みなさんが行かれているような状況だったので、今回の措置にあたってどの程度、住民に対して選択権があるのかどうか、という質問でしたので、今ご回答いただいたようにまだご検討の部分もあるということで、わかりました。</p>
学務課長	<p>三鷹市は、学校選択制ではないので、指定校制度がまず前提にあった上で、指定校変更基準を定めています。</p>
③質問者	<p>交番のあたりに住んでいるのですが、通学路はこれから考えられると思うのですが、その辺決まっているのか、どういうふうに対策をされるつもりでしょうか。信号や交差点を渡らざるを得ないかなと思っております。</p>
学務課長	<p>今は、高山小の学区になりますので、高山小学校の通学路として指定している場所はありますが、六小学区の通学路として指定するのはこれからになります。</p> <p>通学路の新たな指定については、安全性などを考慮したうえで、学校をはじめ、保護者や警察署の意見を聴いて、指定しています。変更、新設は、</p>

	<p>一小と六中もそうですが、新しく指定することになります。基本的には大通りから入ってくる道になりますので、それほど大きくルートが変わることではないかと思いますが、手順を踏まえて最終的には通学区域の変更までに、取り組んでいきたいと考えております。</p>
④質問者	<p>下連雀五丁目の西側の隣接地域に住んでいるのですが、未就学の子どもが2人、ひとりとは来年度に入学、もうひとりとは3学年下なのですが、上の子が入学するときには高山小学区で、下の子が入学のときには第六小学区になると思うのですが、できればふたり同じ学校に通わせたいと思いますので、その場合に上の子に合わせて高山小となるのか、上の子を来年度から六小に入れることは可能なのか、というのを伺いたたい。</p>
学務課長	<p>まず、下のお子さんが入学するときに、上のお子さんがいるので高山小に通う場合、現行の基準では、「入学時に兄弟が在籍している場合」に該当します。また、数年後には六小の学区になるから、上のお子さんを六小に進ませたいという場合も、現行の基準では、「新入学の際、通学距離が指定校より近く、かつ指定校への通学が困難となる道路事情などが認められる場合」六小への通学が可能となる要件もあります。</p>
⑤質問者	<p>西側隣接地域に住んでいますが、来年1年生になる子がいて、上の子が今高山小に通っています。今回、学区の変更があるということだったので、高山小はちょっと遠いので下の子は六小にしようかと迷っていたのですが、2年後に変更ということですが、その際例えば、兄弟で別の学園とうことも可能なのでしょうか。</p>
学務課長	<p>学校が違くと保護者の方の負担が大きくなるという現実的な問題があるとは思いますが、兄弟で別々の学園・学校へ通うことも可能です。</p>
⑥質問者	<p>具体的にそれがいつ決まるのか、目安はありますか。下の子の小・中学校をどこに行くかで、幼稚園をどこにするかということもあり、それを含めて今年なのか、来年以降になるのか、目安があれば教えていただくと嬉しいです。</p>
学務課長	<p>通学区域に関する規則の改正は、年度末に予定しております。これと同時に年度末までには、基準の改正を行うスケジュールで考えています。</p>
⑥質問者	<p>途中、それまでに何かしらの方針が出たとか、こういう方向性でというのは説明会でなくても、たとえば広報紙などで情報を得ることはできるのでしょうか。</p>
学務課長	<p>公表できる情報については、今現在、この通学地域の変更についても、市のホームページで掲載させていただいているのですけれども、可能な限り情報提供をしていきたいと考えております。また、正式に決まれば、広報紙などのご案内についても検討していきます。</p>
⑦質問者	<p>兄弟がいて上の子と下の子が違う学校になってしまう、それを選べるの</p>

	<p>か、その辺の基準が決まるのが今年度末、31年2月ということですが、たぶん学校にもたくさんいろんな質問がくると思います。正しいことを伝えなくてはいけないと思いますし、保護者にとっては早く見通しがほしい、ですからその辺のことははっきり申し上げたほうがいいのかなと思います。</p>
学務課長	<p>規則改正については年度末、31年2月を予定しておりまして、そこで一年間周知を図って、32年4月から適用するというスケジュールになります。具体的に指定校変更の基準については、そこに合わせてというところになっていくかと思います。</p>
⑦質問者	<p>来年度1年生のお子さんがあるという話がありましたが、それが2月に決まるのでは、あまりに遅いと思います。</p>
学務課長	<p>来年度については、今の基準で入学となります。ただ、先ほどの質問にあったようにいずれ六小に変わるというところで、来年の4月に六小に入学ができないのかという部分については、今の基準でも、新入学の際の通学距離、かつ道路事情の要件に該当する場合、六小に通学が可能となりますが、さらに、経過措置等で、基準の変更を必要とする項目については、早めに検討を進めていきたいと思います。</p>

6 閉会